

女子学生・看護師宿舎における女子学生の利用に関する達

(目的)

第1条 この達は、女子学生・看護師宿舎規程（昭和54年規程第23号）第24条の規定に基づき、女子学生・看護師宿舎（以下「宿舎」という。）を女子学生が利用する場合の運用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(宿舎)

第2条 女子学生は、宿舎の一部を使用することができる。

(入居資格)

第3条 宿舎に入居できる者は、産業医科大学に在籍する女子学生とする。

- 2 入居の許可は、学生部長の意見を聴いたうえで学長が行う。
- 3 入居の時期は、特別な事情がある場合を除き、4月及び10月の初めとする。
- 4 入居の許可を受けた者（以下「宿舎生」という。）は、指定された期限内に所定の手続きを完了して、入居しなければならない。

(退居)

第4条 退居を希望する者は、退居の日の10日前までに、退居届を学長に届け出なければならない。

- 2 学長は、宿舎生が次の事項のいずれかに該当するときは、退居を命ずることができる。
 - (1) 第9条第1項に規定する室料及び居室の光熱水料の納入を怠ったとき。
 - (2) 宿舎内において、秩序又は風紀を著しく乱す行為があったとき。
 - (3) その他宿舎の管理運営に重大な支障をきたす行為があったとき。
- 3 本学の学籍を離れた者及び前項の規定により退居を命ぜられた者は、学長が指定する日時までに、退居しなければならない。

(門限)

第5条 宿舎生の門限は、23時とする。

(居室の割当て等)

第6条 居室の割当ては、学生部長が行う。

- 2 居室内の清掃及び整頓は、各自の責任において行う。

(外出、外泊)

第7条 宿舎生は、外出又は外泊等により居室を不在にする場合は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 宿舎に出入りする場合は、定められた方法により入退室の記録を必ず残すこと。
- (2) 外泊をする場合は、事前に管理人に届け出ること。また、外泊は月10日以内とすること。
- (3) 外出又は外泊中に疾病その他の事故が発生したとき又は帰宿日時を変更しなければならないときは、直ちに管理人に連絡すること。

(面会)

第8条 宿舎生は、来訪者との面会は所定の場所で行い、居室その他を使用してはならない。

(室料等)

第9条 宿舎生は、室料及び居室の光熱水料を納入しなければならない。

- 2 室料は、年額96,000円とする。
- 3 第2項に定める室料は、前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）の二期に区分し、それぞれの期において年額の2分の1に相当する額を次の期限までに納入するものとする。

前期 4月末日まで 後期 10月末日まで

4 前期又は後期中間において入居した者の当該期の室料は、第2項に定める年額を月割計算して得た額に、入居した月から当該期の末日までの月数を乗じた額を、入居した日から1週間以内に納入するものとする。

5 前期又は後期中間において退居した場合は、第2項に定める年額を月割計算して得た額に当該期の初めの月から退居した月までの月数を乗じて得た額を、既に納入した当該期分の室料の額から控除した額を返還するものとする。

6 第1項に定める居室の光熱水料は、別途指定する期日までに納入するものとする。

(共同生活の自主的規則)

第10条 宿舎生は、宿舎内における日常生活上の具体的な問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため、学生自治規則を定めることができる。

2 前項の学生自治規則の改廃は、学長に当該規則の施行日の30日前までに提出するものとし、学長の承認を得るものとする。

(禁止事項)

第11条 宿舎生は、次の各号に該当することを行ってはならない。

- (1) 自家用車を大学構内に持ち込むこと。
- (2) 非常ベルの誤報となるような行為をすること。
- (3) 動物を飼育すること。
- (4) 入居を許可された者以外の者（管理責任者が認めた者を除く。）を、宿舎に宿泊させること。
- (5) その他入居者の迷惑となる行為を行うこと。

(施設等の保全)

第12条 宿舎生は、宿舎の施設、設備及び備品の正常な保全に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び備品を汚損又は損傷しないこと。
 - (2) 施設、設備及び備品を所定の目的以外に使用しないこと。
 - (3) 共同の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つこと。
 - (4) 掲示、はり紙等は、産業医科大学学生準則（昭和53年規則第11号）第12章に準拠し、管理人の指示に従うこと。
 - (5) 火気の取扱いに注意し、火災その他の災害の防止に万全を期すること。
 - (6) 居室に学習上又は日常生活に必要なもの以外は持ちこまないこと。
- 2 故意又は重大な過失により宿舎の施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失したときは、その全部又は一部を弁償させることがある。